

平成27年度弘前市浄化槽整備事業費補助金交付について

弘前市では、公共用水域の水質汚濁を防止し、川や海などの生活環境を守るため、下水道事業や農業集落排水事業などの推進により、トイレや台所から出る生活雑排水をきれいにしています。

しかし、市内には下水道などの整備計画がない区域もあり、そのような地域では合併処理浄化槽を設置し、汚れた水を公共用水域へ流さないようにしなければなりません。

このようなことから、市では下水道などの整備計画がない区域の住宅に合併処理浄化槽を設置する方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象区域

公共下水道や農業集落排水等の整備計画がない区域

交付対象者

対象区域内の一軒家の専用住宅(住宅部分が1/2以上の併用住宅及び別荘等を含む)に合併処理浄化槽を設置する方、または設置される住宅を購入する方です。

ただし、つぎの方は対象になりません。

- ・ 浄化槽設置等の届出審査、または建築確認を受けずに設置する方
 - ・ 住宅を借りていて、賃貸人の承諾を得られない方
 - ・ 市税を滞納している方
 - ・ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録がされた合併処理浄化槽以外を設置する方
 - ・ 販売目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築する方
- ※ 販売目的の建築者には補助金は交付されませんが、その住宅を購入する方には補助金が交付されますので、建築者は確認願の提出や工事中の写真撮影をしておく必要があります。(建築者による申請が必要です)

対象となる合併処理浄化槽

処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽で、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を持ち、国の補助方針に適合するものに限りま

補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する実際の支出額又は次の表の人槽区分に応じて定める限度額の、いずれか少ない方の額となります。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
限度額	352,000円	441,000円	588,000円

条件

交付するときに、次のような条件が付されます。

- ・ 申請内容の変更等をするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければなりません。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはその理由を記載した書類を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- ・ 指定された期間の間、補助事業により設置した合併処理浄化槽を譲渡するとき等はあらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- ・ 補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを指定された期間の間保管しておいてください。

工事をするとき

工事完了時に実績報告書を提出していただきますので、その際に添付する工事写真、施工状況のチェックリストを作成していただきます。(別紙)

補助金の請求

実績報告書が提出された後、補助金確定通知書が発行されます。その後、補助金交付請求書により、請求を行ってください。

使い始めたら

法律の定めるところにより、水質検査を受けてください。また、3年間その検査結果の写しを市に提出してください。

(※検査結果の提出が無い場合、交付金の返還を求めることがあります。)

また、合併処理浄化槽の機能を維持するために、定期的な点検、清掃を行ってください。

手続き

手続きの流れは図の通りです。

